令和6年2月1日より、

貨物自動車に設置されている

テールゲートリフターの操作を行うには、

特別教育の受講が必須となります。

- 運転免許証 ●筆記用具
- ●写真 (縦 3cm×横 2.4cm) ●手袋 (軍手可)
- ●実技のできる服装及び靴 ●ヘルメット



は50万円以下の罰金」に、また、特別教育の 記録を保存しなかった事業主は、労働安全衛 生法第103条第1項に違反し、「50万円以下の

科目	内容	時間
テールゲートリフターに 関する知識	●テールゲートリフターの種類・構造●テールゲートリフターの取扱い方法●テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
テールゲートリフターに よる作業に関する知識	●テールゲートリフターの荷及び台車の 種類と取扱いの方法●テールゲートリフター使用時の労働災害の特徴	2時間
学科 関係法令	●労働安全衛生法、衛生規則中の関係法令	0.5時間
テールゲートリフターの 操作方法	●保護具の着用 ●作業開始前点検 ●テールゲートリフターの操作方法	2時間

※経験・未経験問わず、実技は2時間とさせて頂きます。

講習日程 長岡 9月29日金・10月18日砂 上越 10月23日 (魚沼 11月17日金)

詳しい開催日程につきましては、HPをご確認ください。安全講習センター/http://www.cds625.com/ctsec/

お問い合わせはこちら(共通)

新潟労働局長登録教習機関

FAX:0258-22-2337 URL:http://www.cds625.com/ctsec/ MAIL:cds@cds625.com

中越自動車学校内

長岡センター

〒940-1139 新潟県長岡市高島町771番地

上越テクノスクール裏

上越センター

〒943-0171 新潟県上越市藤野新田吉野435-2

国道17号線 五日町パーキング向かい

魚沼センター

〒949-7101 新潟県南魚沼市五日町1998